

平成31年第1回 美里町農業委員会会議録

平成31年1月10日

平成31年第1回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番	奥村 智	3番	永田末廣	4番	善積邦昭	5番	長木一美
6番	松村新二	7番	田中 豊	8番	吉坂美佐子	9番	松田政明
10番	吉田美好						

欠員 1名

事務局

事務局長 宮寄幸仁 書記 池永英治 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時20分

事務局長（宮寄幸仁君） こんにちは。只今から平成31年第1回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（吉田美好君） それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席でございますので、美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、3番永田委員、4番善積委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて発言をお願いします。議案第1号農地法第4条の規定による許可申請県知事許可分番号1を議題とし、内容の説明を3番永田委員に求めます。

3番（永田末廣君） はい。・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君） 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上村海晴君） はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが申請人は現在自動車の整備を行っておられ、今回農家住宅並びに車両置場を目的に選定されました。次に造成計画ですが、盛土等の造成工事をされる計画となっております。また、排水計画は雨水につきましては浸透枡を設置し側溝に流され、生活排水につきましては合併浄化槽にて処理する計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書等が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は砥用庁舎から500m以内の第2種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で補足の説明を終わります。

会長（吉田美好君） 以上で議案第1号番号1の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、5番長木委員。

5番（長木一美君） はい。申請地は圃場整備はされていりませんでしたか。また、農用地区域内では無かったのでしょうか。

事務局（池永英治君） はい。農用地区域内ではありませんでした。申請地は、段崩しを以前されており、西台地の畑かんが設置されている農地ではありますが、圃場整備はされていりません。

会長（吉田美好君） はい。他にございりませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君） 質疑なしと認めま。質疑を打ち切り採決いたします。議案第1号農地法第4条の規定による許可申請県知事許可分番号1は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 1 号番号 1 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請県知事許可分番号 2 を議題とし、内容の説明を 3 番永田委員に求めます。

3 番（永田末廣君）はい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上村海晴君）はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが個人住宅建設を目的に選定されました。次に造成計画ですが、現在の地形を利用するもので特段の造成工事はありません。また、排水計画は自然浸透並びに合併浄化槽で処理後、周辺水路への排水計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は国道 218 号線及び市街地で分断された 10ヘクタール未満の第 2 種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で補足の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 1 号、番号 2 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請県知事許可分番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 1 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 1 を議題とし、内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田政明君）はい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上村海晴君）はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが譲受人・・・が熊本県林地開発許可制度実施要領に基づき植林を目的に選定されました。次に造成計画ですが、現在の地形を利用するもので特段の造成工事はありません。また、排水計画は自然浸透での排水計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないように控えての植林計画となっておりますが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請

農地は国道 443 号線及び山林で分断された 10 ヘクタール未満の第 2 種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。なお、この案件につきましては 3,000 m²を越えていますので県庁案件となっており、15 日にヒアリング並びに現地調査を予定しております。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 2 号番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい。5 番長木委員。

5 番（長木一美君）はい。南側に植林すれば、当然北側の農地は日陰になってしまうかと思われませんが、問題無いのでしょうか。

事務局（池永英治君）はい。植樹につきましては、椎と檜を予定されております。碎石場内に今生えている成木に近い物を移植する計画となっておりますが、北側農地への陰をうつ部分につきましては、考慮し低木になるように指導しております。

会 長（吉田美好君）他にございませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 2 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 2 を議題とし、内容の説明を 3 番永田委員に求めます。

3 番（永田末廣君）はい。・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上村海晴君）はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが借人が個人住宅建設を目的に選定されました。次に造成計画ですが、現在の地形を利用するもので特段の造成工事はありません。また、排水計画は合併浄化槽で処理後、周辺水路への排水計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われまます。なお、当該申請農地は砥用庁舎から 300m 内の第 3 種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 2 号、番号 2 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長(吉田美好君)質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号2は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長(吉田美好君)全員賛成と認めます。よって議案第2号番号2は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号3を議題とし、内容の説明を5番長木委員に求めます。

5番(長木一美君)はい。・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長(吉田美好君)事務局より補足の説明はありませんか。

事務局(上村海晴君)はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが、申請地は申請人の実家の隣接地であり、急斜面の農地ですので災害が起きないように斜面を整備する目的に選定されました。次に造成計画ですが、切土を行い、傾斜を緩やかにする計画となっております。また、排水計画は自然浸透での排水計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、通帳の写しが添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は中央庁舎から500m以内の第2種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっております、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会 長(吉田美好君)以上で議案第2号、番号3の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長(吉田美好君)質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号3は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長(吉田美好君)全員賛成と認めます。よって議案第2号、番号3は原案どおり決定しました。次に進みます議案第3号農地法第5条第1項の規程に基づく許可についての事業計画変更申請、県知事許可分、番号1を議題とし内容の説明を事務局に求めます。

事務局(上村海晴君)はい、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長(吉田美好君)以上で議案第3号、事業計画変更承認申請の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい。5番長木委員。

5番(長木一美君)はい。申請事由に当初の見積もりでは事業が遂行できず、工期が大幅に遅れているため。となっておりますが、事業計画も変わってくるのでは

ありませんか。

事務局（池永英治君）はい。事業につきましては、全て当初の計画通り行うということです。

会 長（吉田美好君）はい。他にございませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規程に基づく許可についての事業計画変更申請県知事許可分番号1は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第3号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定について内容の説明を事務局に求めます。

事務局（上村海晴君）はい。それでは説明いたします。申請番号1～4につきましては、今地区の圃場整備に伴う集積となっております。申請番号5～7につきましては、川越用来地区の圃場整備に伴う集積となっております。申請番号8、9につきましては、隈部修さんの、新規及び再設定となっております。議案第4号資料2をご覧ください。農用地利用集積計画総括表、今回3年田 33,593㎡、畑 3,786㎡、6年田 11,869㎡、10年田 2,999㎡、小計田 48,461㎡、畑 3,786㎡、本年累計 52,247㎡。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第4号の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、5番長木委員。

5番（長木一美君）はい。今地区の利用権設定についてですが、字前田については、すでに圃場整備が終わっており仮地番で設定されているのではありませんか。

事務局長（宮寄幸仁君）はい。これにつきましては、圃場整備が29年に終わった分と現在行われている分に分かれておりますけれども、仮地番が設定されている分とされていない分があります。農地集積加速化事業という県の事業の対象地となっておりまして、本来の事業の計画であれば、30年中には仮地番が全部配置されるということで、その段階で仮地番で申請をして設定をするという計画にしておりましたが、事業の遅れが響きまして、加速化事業の申請に間に合わないという事で、従前の地番と仮地番が混ざっての設定となっております。

会 長（吉田美好君）他にございませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第4号は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

休会 午後2時10分

全 員 協 議 会

1. 新年会について

本会議 午後 2時34分

会 長（吉田美好君） それでは協議会を本会議に切り替えて本日の会議はこれを持ちまして閉会させていただきます。有難うございました。

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印